

今回ご案内された、墓地・納骨堂の計画は、民営の事業者(宗教法人や公益法人)が計画しているものであり、横浜市役所が事業者として実施する市営墓地の計画ではありません。

<はじめに>

近隣で、墓地等の設置が計画されたとき、民営事業者による計画説明会が実施されます。その際に発生した紛争問題は、原則として当事者間(周辺住民と事業者)で解決する、民事上の問題です。しかし、直接の話し合いにより、解決が困難な場合には、行政等が間に入り、中立の立場で「紛争の調整」、「調停」を行う制度を設けています(話し合いができる項目は限定されています)。

●根拠:横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(第5章 紛争の解決)

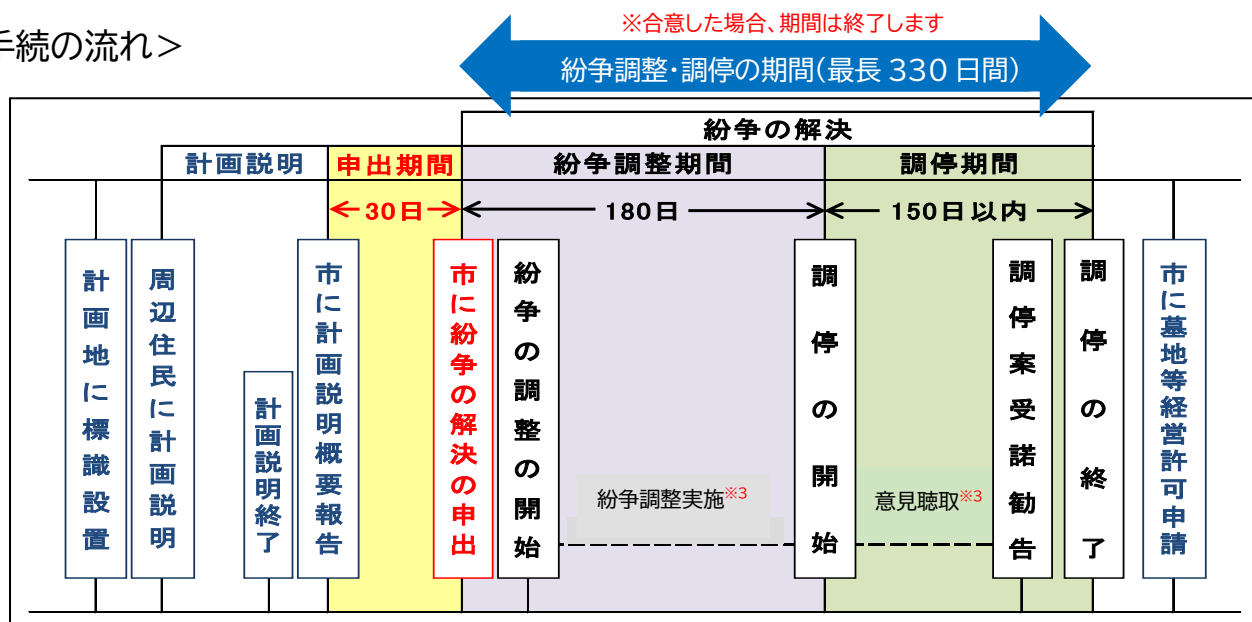
<紛争解決の制度>

名称	担当する者	期間	形式	開催の頻度	その他
申出期間	申出者 (周辺住民)	30日	市(相談調整課)に 申出書を提出	—	申出ができる事項は 裏面参照
紛争調整	市の職員3名程度 (相談調整課職員)	180日	当事者双方の 対面による話し合い (市職員は進行役で参加)	1回/月程度 (市庁舎にて)	「紛争の解決の申出」 ^{※1} の翌日から開始
調停	墓地等設置紛争 調停委員会 ^{※2} の 委員3名	150日	当事者と調停委員の 個別面談→調停案の提示 (市職員は事務局で参加)	1回/月程度 (市庁舎にて)	上記の「紛争調整期間 180日」の経過後に開始

※1 事業者が計画説明概要報告書を市に提出した翌日から30日以内が申出の期限です。(裏面参照)

※2 墓地等設置紛争調停委員会とは、法律、都市計画又は環境の保全等に関して学識経験のある委員や紛争調整等の経験を有する委員により構成されている、横浜市の附属機関です。

<手続の流れ>



※3 「紛争調整」を担当する職員や「調停」における調停委員の発言・提案には強制力がありません。よって、自己主張に固執せず、相互の立場を尊重し、互譲の精神を持ち、紛争解決に努めてください。

<紛争解決の申出>

1 申出者（周辺住民）

- ア 墓地等の敷地の境界線から110m以内に住所を有する者
- イ 墓地等の敷地の境界線から110m以内に土地又は建物を所有する者
- ウ アを構成員に含む自治会・町内会

2 申出ができる期間

事業者から計画説明概要が市長に報告された日の翌日から起算して 30 日以内。

「標識」の「計画説明概要報告書提出年月日」
「紛争の解決の申出の期限」参照。

3 申出ができる事項※4

- ア 墓地等の設置についての公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項（墓地等の設置等に係る財務の状況に関する事項を除く）
〈例:お供物の処理などの衛生対策や墓地等の管理に関するご意見など〉

- イ 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項

〈例:墓地内における駐車場や緑地の配置計画、交通集中による周辺道路の混雑防止に関するご意見など〉

- ウ 墓地等の建設工事の方法等に関する事項

〈例:工事の騒音対策、振動対策、工事車両の通行、工事時間に関するご意見など〉

※4 申出できる事項は、上記ア、イ、ウに該当する事項のみです。

ア、イ、ウの事項を伴わない「墓地計画の中止」の要望や、「地価の下落」の補償、市へ対する「不許可処分」の求めなどは申出ができません。

4 申出の方法

申出の対象となるか確認させていただいた後、申出書の記入をご案内しますので、詳細については下記の相談調整課まで、日数に余裕を持ってお問い合わせください。

《標識見本》

※墓地等の敷地の道路に接する部分に設置

墓地（納骨堂・火葬場）の設置（変更）計画のお知らせ	
名称	所在地
区域（敷地）	(1)面積 m ² (2)地目
公益事業の有無 (墓地又は納骨堂の場合)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
墳墓の区分	墓
構造	<input type="checkbox"/> 埋葬 <input type="checkbox"/> 埋蔵 <input type="checkbox"/> 埋葬及び埋蔵(内訳)
構造	造 陸 陸
建築面積	m ² (延べ面積) m ²
敷地面積	
事務所の所在地	
名称	
代表者の氏名	
標識設置年月日	年 月 日
標識更新年月日	年 月 日
次の事項については、計画説明概要報告書提出後に記載します。	
計画説明概要報告書提出年月日	年 月 日
紛争の解決の申出の期限	年 月 日
許可年月日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事務所の所在地	
名称	電話 ()
担当者の氏名	

(縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上)

<合意に達したとき>

当事者が署名押印した「協定書」や「覚書」を取り交わす方法などがあります。

<合意に達しなかったとき>

当事者で話し合いを続けるか、簡易裁判所の民事調停の方法などがあります。

問合せ先 横浜市役所 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

<紛争調整・調停に関すること>

健康福祉局企画部相談調整課（15階）

電話 045-671-4211 / FAX 045-681-5457

<経営の許可等に関すること>

医療局健康安全部生活衛生課（21階）

電話 045-671-2457 / FAX 045-641-6074